福島県知事選挙

票日第

宗日は10月26 第20回福島 第20回福島

申請はお済みですか?

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

7月中旬から「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」の対象となると思われる方に「申請書」を郵 送しています。

申請書が届いた方でまだ申請がお済みでない方は、下記チャートで支給対象か確認し、申請期限までに健康福 祉課へ申請してください。

●問い合わせ先 健康福祉課 ☎62-2115

給付金の申請期限

●臨時福祉給付金:平成 26 年 10 月 14 日火 ●子育て世帯臨時特例給付金:平成 26 年 10 月 22 日水

●臨時福祉給付金

≪対象者≫

平成26年1月1日現在で鏡石町に住所を有しており、町県民税が課税されていない方。ただし、町県民税 が課税されている方の扶養になっている場合や、生活保護制度の被保護者となっているなどの場合は対象外で

≪給付金額≫

対象者 1 人につき 10,000 円。加算措置対象者は 5,000 円の増額。加算措置対象者とは、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金等の受給者、児童扶養手当・特別障害者手当等の受給者のことです。

●子育て世帯臨時特例給付金

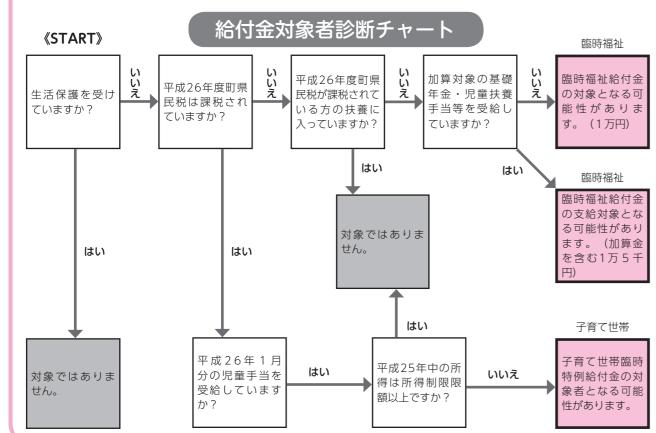
平成 26 年 1 月 1 日現在で鏡石町に住所を有しており、平成 26 年 1 月分の児童手当受給者の中で平成 25 年 中の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方。

≪給付金額≫

対象児童1人につき10,000円。

≪その他≫

児童が臨時福祉給付金対象の場合、臨時福祉給付金が優先されます。



るく住みよい 知事選挙の投 です 代表者を 投票日は10月26日 当日に

ださ

更になりますので、

ご注意く

【投票所が変更になります】

投票所が次のとお

ŋ

変

で来ることのできない方のた人ホームに入所されている方人ホームに入所されている方また、病院に入院または老 めに不在者投票制度や郵便に よる投票制度がありますの お問い合わせくださ

投票期間

ないで投票しまし 制度がありますので、

よう。

【投票できる方は】

投票時間 前8時30 10 日金 10 月 25 日

 (\pm)

場第2会議室 分

でいる方です。よ続き鏡石町に3ヵ

また、公民権

また、

までに転入届を提出

引き

投票所

れた方で、

平成26年7月8日

-成6年10月27日までに生ま 鏡石町で投票できる方は、

(1階東側) 午後8時 【期日前投票所】

選ぶ大切な選挙です。

投票できない

方は期日前投票

福島県を築く

ための

あやめホール案内図



町選挙管理委員会 い合わせ先

問

票することができます。

その

回の

住所異動であれば、

|久来石転作センター

豊郷構造改善センター

仁井田多目的集会所

旭町コミュニティーセンター

高久田多目的集会所

を異動し

た方につい

ては、

※3か月の間に福島県内で住

することができません

が停止になっている方は投票

所に行けない方は期日前投票

投票日に用事があって投票

第三投票区

第六投票区

第七投票区

第八投票区

第九投票区

【期日前投票をご利用ください】

(無料)

が必要となります

'村が発行する証明

投票所一覧

第一投票区 第一小学校あやめホール

第二投票区 笠石防災センター

第四投票区 鏡田転作センター

第五投票区 成 田 保 健 センター

23 62

2

● 変更後 (小学校校舎内) 東邦銀行 第 第 勤劳青少年ホーム 小学校あ 学校体育

Q 1

しいいた。 着手前に、

根と柱があるので建築物となきのテラスやカーポートも屋 あり、 A 2 が建築物になります 建築基準法では屋根 柱または壁があるも のが

違反建築になるとどう

確認申請は不要で10㎡以内の増築の 10 m を超

A2 増築面積がる認申請は必要ですが 場合には、 る場合は確認申請が必要で うます。 間は必要ですか? 自宅を増築するの

建築物の建築には

なってしまう事例が多く報告認識不足により、違反建築と建築基準法や都市計画法の 建物の されてい 前に相談を行 用途の変更の際には事 ます。 住宅の 安全で安

は基礎の

有無にか

確認申請が必

けなければなりません。し、建築確認済証の交付を受し、建築確認済証の交付を受し、建築確認済証の交付を受けなければなりません。 築しようとする場合、 建築主は、 工事

鏡石

町

は

6って建築物の2部市計画法に

まとまり

 \mathcal{O} ある 農業用倉庫を事務所や

Q 2 建築物ってなに?

のに確 屋根付

な住環境をつくりましょう 確認申請とは? 建築基準関係規定 建築物を建 \mathcal{O} 心 用途を定め、ましより、地域によっ 要で Q 5 が? なるの? Q 4 前に確認をしてください。 ない地域がありますので、所・工場としての使用がで 庫での使用は可能でも、 す。 A 4 建築物となり、 まちづくりを目 工場として利用したいのです での使用は可能でも、事務。地域によっては農業用倉ちづくりを目指していま

ができ

事

A5 違反建築は県の ・建物の除却、さら 命令に従わない者に対 のの発力、さら 場合があり 建設課 い合わせ先 ます **7** 者に対 62 石に対しては さらに県の さらに県の せら れ

確認申請が必要です

増築や

のですが 倉庫、

物置などと

して利用

用す

り た基準に適合さ ません。

Q 3 -に適合させなければな建築基準法で定められ

コンテナ等を置きたニット物置、プレハ